



第4回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会

財産、国民健康保険事業などの 取り扱いが決まりました

平成十七年一月十一日の合併に向けて話し合いを進めている秋田市、河辺町、雄和町。

十一月五日、第四回の合併協議会が開かれ、新たに財産、姉妹都市などの交流、広報・広聴事業、男女共生事業、交通安全事業、国民健康保険事業を合併後にどうするかについて決められました。



第4回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会

財産はすべて 引き継ぎます

河辺町、雄和町が持っている公共施設や土地などの財産と債務(借金など)は、すべて秋田市に引き継ぐものとなります。

ただし、財産区(*)については、別途協議し、取り扱い方針を決定します。
*財産区：市町村の一部の地区で独自に持っている土地や施設などを管理している団体。河辺町に岩見三内財産区、和田財産区、雄和町に大正寺財産区があります。



河辺町役場



雄和町役場

国民健康保険税の税率 葬祭費の給付などは 平成17年度から統一

国民健康保険事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。

ただし、税率や葬祭費の給付額については、一市二町で異なるため、下記のとおり取り扱い

区分	現況(平成15年度)			合併後の調整方針	
	秋田市	河辺町	雄和町		
葬祭費の給付	5万円	7万円	6万円	平成17年度から秋田市の制度に統一します。 ※平成17年3月31日までは、両町の条例のとおりとします。	
国民健康保険税 医療分	所得割	税率8.8%	税率10.0%	税率8.3%	平成17年度から秋田市の制度に統一します(資産割なし)。 なお、平成16年度分までは、課税の特例を設け、両町の条例のとおりとします。
	資産割	—	税率10.0%	税率30.0%	
	均等割	(1人につき) 21,430円	(1人につき) 21,000円	(1人につき) 23,000円	
	平等割	(1世帯につき) 32,810円	(1世帯につき) 30,000円	(1世帯につき) 33,000円	
	課税限度額	1市2町とも同じ		53万円	
国民健康保険税 介護分	所得割	税率1.27%	税率1.6%	税率1.2%	国民健康保険税の納税相談、減免申請、国民健康保険の加入・脱退、被保険者証の交付、高齢受給者証の交付、高額療養費などについては、両町に受付窓口を設けます。
	資産割	—	税率5.0%	税率5.0%	
	均等割	(1人につき) 5,470円	(1人につき) 7,000円	(1人につき) 7,500円	
	平等割	(1世帯につき) 4,560円	(1世帯につき) 4,500円	(1世帯につき) 4,200円	
	課税限度額	1市2町とも同じ		8万円	
納期限	9期	7期	7期		



ミネソタ州 セント・クラウド市 とは交流を継続

姉妹都市などとの交流事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。

現在、秋田市が交流している中国・蘭州市、ドイツ・パッサウ市、ロシア・ウラジオストク市、アメリカ・アラスカ州キナイ半島郡に加え、雄和町の姉妹都市であるアメリカのミネソタ州セント・クラウド市との交流を合併後も継続します。



雄和町の中学生在がセント・クラウド市で交流

広報・広聴 男女共生 交通安全 秋田市の制度に統一

広報・広聴事業については、情報公開制度も含め、合併時に秋田市の制度に統一します。

男女共生事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。

交通安全事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。

合併協議に関する意見は...

秋田市合併推進局

電話(866)2785
ファクス(866)2795

市町合併ホームページ
<http://www.city.akita.jp/city/copr/>



広報雄和

毎月1日発行。A4判。20ページを基本に増減あり。2,700部作成。全戸配布。



広報かわべ

毎月1日発行。A4判。ページ数は不定。3,500部作成。全戸配布。

議員の定数などについて 各議会の方針を報告

議員の任期・定数の取り扱いについては今後も話し合いを続け、第6回(12月24日開催予定)以降の合併協議会で協議します。

現在の秋田市の議員定数は42人、河辺・雄和両町の議員定数はともに18人です。

編入合併の場合、原則では編入される河辺・雄和両町の議員はその身分を失います。しかし、編入される市町村の住民の意見を合併後も適切に反映するため、合併特例法では「定数特例」と「在任特例」という二つの特例を設けています。

「定数特例」では、合併時に両町の議員は身分を失いますが、両町の区域に選挙区を設け、増員選挙を行い一人ずつ増員し、議員定数は全体で44人になります。なお、その際の任期は、秋田市議会議員の在任期間である平成19年5月1日までですが、定数特例は次の選挙後の在任期間である平成23年5月1日まで延長することができます。

一方「在任特例」では、両町的全議員が秋田市議会議員の在任期間まで在任し、平成19年5月1日まで議員定数は78人となります。

第4回合併協議会で各議会から示された方針は、次のとおりでした。

	秋田市	河辺町・雄和町
特例	定数特例	在任特例
任期	平成19年5月1日または23年5月1日。両町と協議のうえ決定。	平成19年5月1日。その後は定数特例を選択しない。
方針決定の理由	合併による人口増約1.06倍に対し、在任特例では議員数が約1.86倍にもなり、合理的でない 支所・出張所の配置、広聴制度などの活用により、両町住民の声をくみ上げることは可能 市町合併の根底には、行政改革や行政の効率化という考えがあるが、在任特例では経費のかかり増しが多額 河辺・雄和両町からは、財政上の理由により合併の申し入れがされた本市の「合併都市像等に関する意向調査」でも、行政の経費削減を求める声が多かった	編入合併ではあるが、「対等の立場で協議する」ということを相互に確認済み 編入合併で町としての自治権がなくなることに住民が不安を抱いており、これを取り除くことが必要 住民説明会で、合併に伴う首長や議員の不在で周辺部の声が届きにくくなるという懸念が多く出された 新市建設計画などの円滑な執行がなされるか、当分の間チェックが必要 議会に代わる組織として地域審議会を設置する方法もあるが、先進事例では十分機能していない場合が多い